

平成26年3月7日

茨城県「核燃料等取扱税」の更新

平成25年12月24日に茨城県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 核燃料等取扱税の更新の理由

茨城県においては、昭和53年10月から法定外普通税として核燃料税を創設し、平成11年4月にその内容を拡充した核燃料等取扱税を創設し、原子力事業に係る安全対策の充実や地域振興等、原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するための財源として積極的に活用してきたところである。

平成26年3月31日に現行の核燃料等取扱税の課税期間が終了するが、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生などにより、原子力関連施設の安全対策はもとより原子力災害発生時の災害対策の強化等に今後一層の取り組みが必要な状況にある。

このような状況から、財政需要に対応した税収を安定的に確保する等の観点から、原子炉施設（下記①、②）については税率を13%から17%相当に引き上げ、従来の価額割に加えて出力割を導入する。その他の課税客体（下記③、⑤、⑧、⑨）に係る税率もこれに準じて約1.3倍に引き上げる（ただし、ガラス固化体の保管（下記⑥）については、高放射性廃液をガラス固化体へ加工するインセンティブを働かせる観点から据え置く）。また、「使用済燃料の保管」（下記④）及び「プルトニウムの保管」（下記⑦）についても財政需要を発生させていることから課税客体として追加する。

2. 核燃料等取扱税の概要

課税団体	茨城県
税目名	核燃料等取扱税（法定外普通税）
課税客体	① 原子炉の設置 ② 核燃料の挿入 ③ 使用済燃料の受入れ ④ 使用済燃料の保管 ⑤ 高放射性廃液の保管 ⑥ ガラス固化体の保管 ⑦ プルトニウムの保管 ⑧ 放射性廃棄物の発生 ⑨ 放射性廃棄物の保管
課税標準	① 原子炉の熱出力 ② 挿入された核燃料の価額 ③ 課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④ 課税期間内において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤ 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量 ⑥ 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量 ⑦ 課税期間内の12月31日において保管するプルトニウムの重量 ⑧ 課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量 ⑨ 課税期間内において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量
納税義務者	①～② 原子炉設置者 ③～⑥ 再処理事業者 ⑦～⑨ 原子力事業者
税率	① 30,500円/千kw（3ヶ月） [新設] ② 100分の8.5 [改正前100分の13] ③ 60,100円/kg [改正前46,000円/kg] ④ 1,500円/kg [新設] ⑤ 1,594,000円/m ³ [改正前1,219,000円/m ³] ⑥ 1,219,000円/本 [変更なし] ⑦ 5,100円/kg [新設] ⑧ 106,000円/m ³ [改正前81,100円/m ³] ⑨ 5,100円/m ³ [改正前3,900円/m ³]
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）431百万円 （平年度）1,752百万円
非課税事項	国及び県並びに国立大学法人に対しては、本税を課さない。
徴税費用見込額	約18万円
課税を行う期間	5年間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）

担当：自治税務局企画課
 今道（23514） 高橋（23516）
 直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659